

新潟県条例第35号

新潟県住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律関係手数料条例

(趣旨)

第1条 この条例は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）の規定に基づく事務に係る手数料の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。

(手数料の納入)

第2条 別表に掲げる者は、同表に定める手数料を納めなければならない。

(指定登録機関への手数料の納入等)

第3条 前条に規定する者は、法第25条第1項の規定により知事が指定登録機関に登録事務を行わせることとした場合は、前条の手数料を当該指定登録機関に納めなければならない。

2 前項の規定により指定登録機関に納められた手数料は、当該指定登録機関の収入とする。

(手数料の納入方法)

第4条 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、前条第1項の規定により指定登録機関に納める場合にあっては、この限りでない。

(手数料の不還付)

第5条 既に納めた手数料は、還付しない。

附 則

この条例は、平成29年10月25日から施行する。

別表（第2条関係）

手数料を納めなければならない者	名 称	区 分	手数料の額
1 法第8条の規定に基づく住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録を受けようとする者	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録申請手数料	(1) 登録する住宅の戸数が1戸の場合	1件につき 7,300円
		(2) 登録する住宅の戸数が2戸以上5戸未満の場合	1件につき 8,300円
		(3) 登録する住宅の戸数が5戸以上10戸未満の場合	1件につき 10,100円
		(4) 登録する住宅の戸数が10戸以上20戸未満の場合	1件につき 11,900円
		(5) 登録する住宅の戸数が20戸以上30戸未満の場合	1件につき 12,400円
		(6) 登録する住宅の戸数が30戸以上40戸未満の場合	1件につき 13,200円
		(7) 登録する住宅の戸数が40戸以上50戸未満の場合	1件につき 14,000円
		(8) 登録する住宅の戸数が50戸以上100戸未満の場合	1件につき 16,200円
		(9) 登録する住宅の戸数が100戸以上の場合	1件につき 20,500円
2 法第12条第1項の規定に基づく登録事項の変更（住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の戸数の追加に係るものに限る。）を届け出ようとする者	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録事項変更手数料	(1) 追加する住宅の戸数が5戸未満の場合	1件につき 1,800円
		(2) 追加する住宅の戸数が5戸以上10戸未満の場合	1件につき 3,600円
		(3) 追加する住宅の戸数が10戸以上20戸未満の場合	1件につき 5,400円
		(4) 追加する住宅の戸数が20戸以上30戸未満の場合	1件につき 6,000円
		(5) 追加する住宅の戸数が30戸以上40戸未満の場合	1件につき 6,700円
		(6) 追加する住宅の戸数が40戸以上	1件につき 7,500円

	上50戸未満の場合	
	(7) 追加する住宅の戸数が50戸以上100戸未満の場合	1件につき 9,700円
	(8) 追加する住宅の戸数が100戸以上の場合	1件につき 14,000円